

令和3年度  
阪神国際港湾株式会社  
事業概要

港湾局



## 目次

	頁
I 設立趣旨	1
II 概要	
1 社名	2
2 本社所在地	2
3 設立年月日	2
4 資本金及び資本準備金	2
5 株主	2
6 機構	3
7 社員数	4
8 役員	4
III 定款	5
IV 令和2年度事業報告	
1 事業実績の概要	14
2 投資の状況	17
3 損益計算書・貸借対照表	18
(参考) 損益明細書	20
V 令和3年度事業計画	
1 事業計画の概要	21
2 事業計画	24
3 予定損益計算書・予定貸借対照表	29
(参考) 予定損益明細書	31
VI 主要事業の推移(平成30年～令和2年)	
1 阪神港コンテナ個数	32
2 阪神港取扱貨物量	33
3 阪神港内航フェリー埠頭利用実績	34
(参考) 財務状況推移	35
(参考) 埠頭位置図	36



## I 設立趣旨

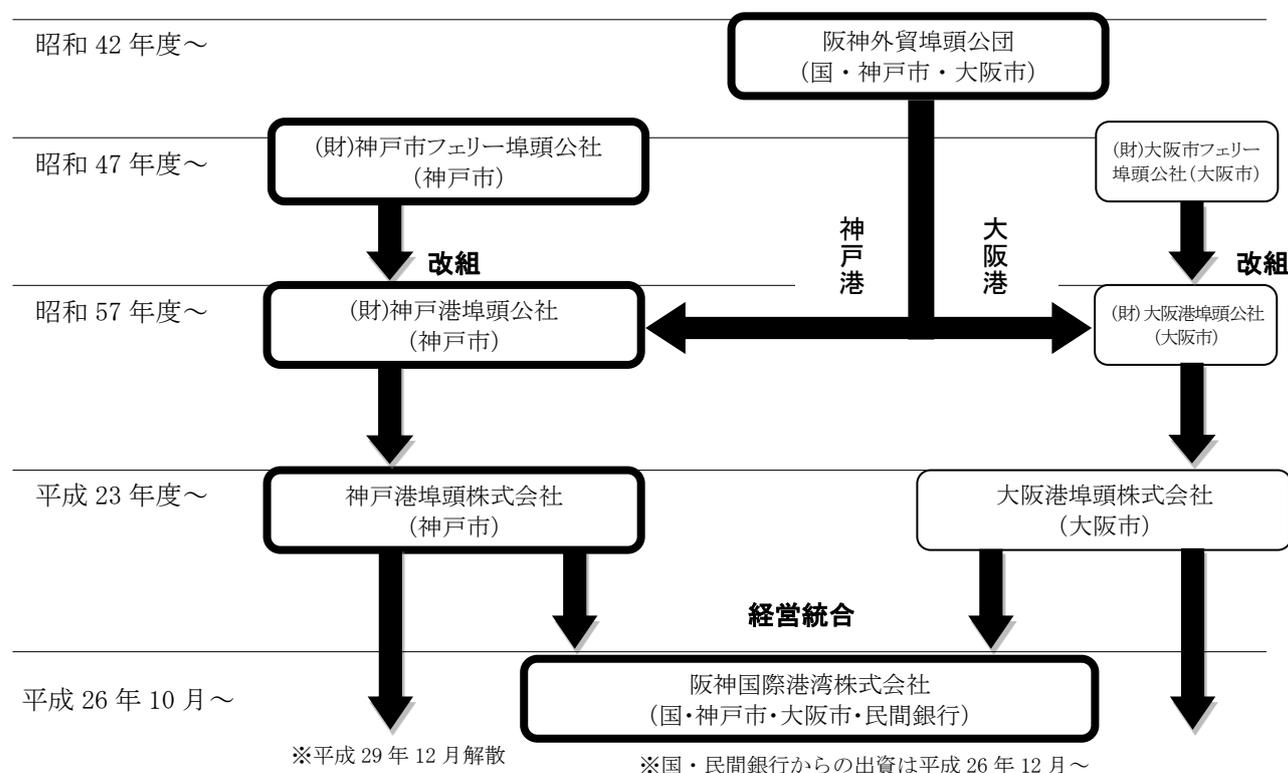
当社は、国の国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、阪神港の国際競争力の強化に向け、民の視点による効率的かつ一体的な港湾運営をさらに推進するために、平成 26 年 10 月 1 日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社として業務を開始した。

その後、同年 11 月に港湾法で定める本則の港湾運営会社の指定を受け、同年 12 月には国及び民間からの出資を受け入れ、日本初の「特定港湾運営会社」となった。

アジア諸港との港湾間競争の激化、さらにはメガキャリアによるコンテナ船の大型化や共同配船等による国際基幹航路の再編など取り巻く環境が急速に変化するなか、阪神港が今後も日本のハブポートとしてその役割を最大限発揮していくことこそが、西日本経済の発展、ひいては市民生活の向上には不可欠である。

そのために、当社は、阪神港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の管理運営を通じて、阪神港の物流機能の強化に努めるとともに、国や港湾管理者、阪神港に関わる物流事業者の方々との連携のもと、取扱貨物量の増加に向けた取り組みを効果的に展開していく。

### 【沿革】



( ) 内は出資 (出捐) 者

## Ⅱ 概 要

### 1 社 名

阪神国際港湾株式会社

(英文) Kobe-Osaka International Port Corporation

### 2 本社所在地

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

### 3 設立年月日

平成26年10月1日

### 4 資本金及び資本準備金

資本金 7億3,000万円

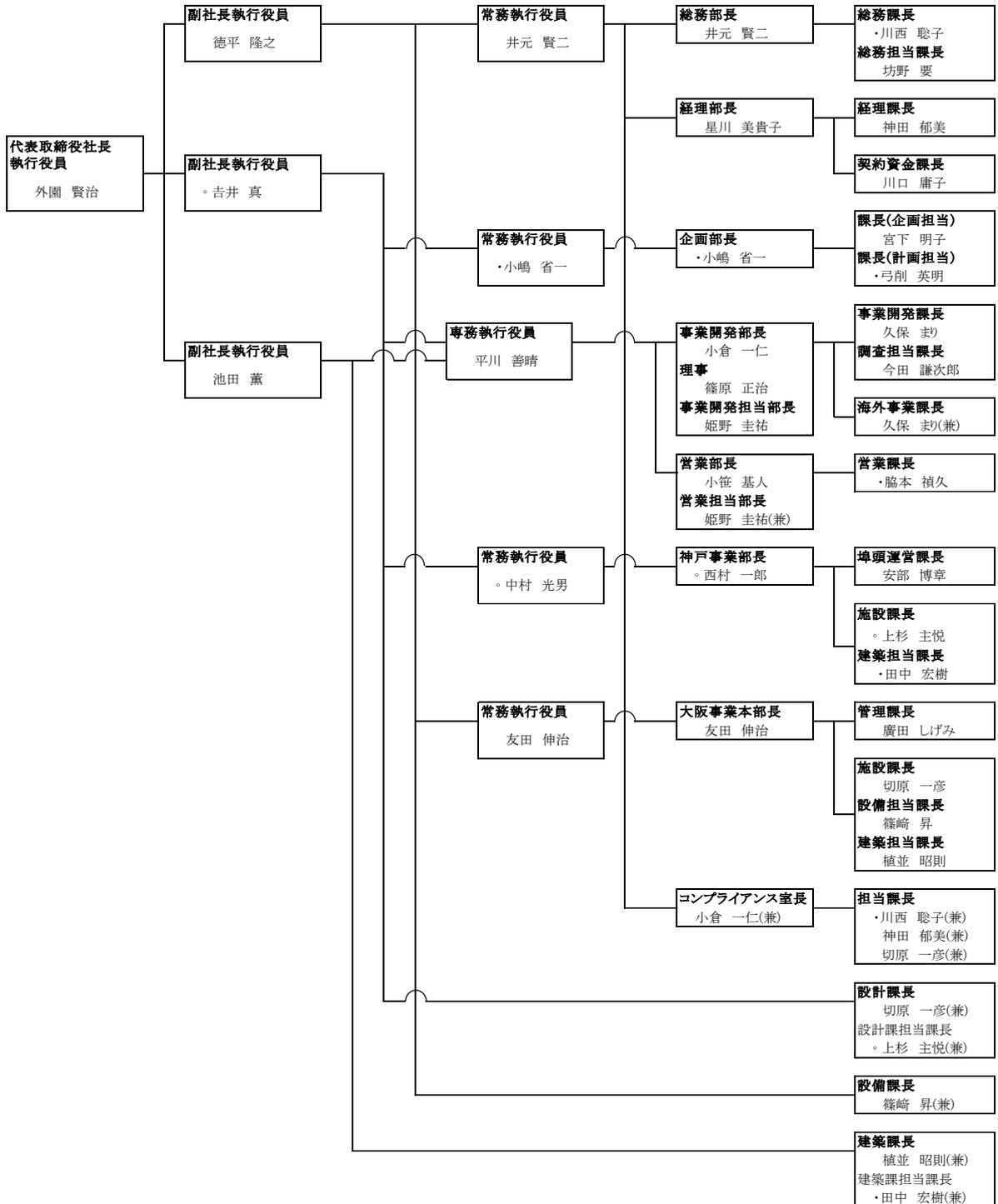
資本準備金 7億3,000万円

### 5 株 主

財務大臣	10,000株
神戸市	9,000株
大阪市	9,000株
株式会社三井住友銀行	800株
株式会社みずほ銀行	200株
株式会社三菱UFJ銀行	200株

## 6 機構

阪神国際港湾株式会社 組織図(令和3年7月1日現在)



・印は本市派遣職員を示す  
 ◦印は本市を退職した職員を示す

## 7 社員数

(令和3年7月1日現在)

部 名	課 名	執行役員	部 長	課 長	課長代理	係 長	係 員	合 計	
総 務 部	総務課	1	0	2 (1)	0	4	3	10 (1)	
経 理 部	経理課		1	1	1	0	1	4	7
	契約資金課			1	1	0	1	1	3
企 画 部		1 (1)	0	2 (1)	2 (2)	3	1	9 (4)	
事 業 開 発 部	事業開発課	1	3	2	0	0	2	8	
	海外事業課			0	0	0	0	0	
営 業 部	営業課		1	1 (1)	0	2	5	9 (1)	
神 戸 事 業 部	埠頭運営課	1	1	1	0	2	4	9	
	施設課			2 (1)	2 (2)	5	6	15 (3)	
大 阪 事 業 本 部	管理課	1	0	1	1	3	5	11	
	施設課			3	2	8	1	14	
合 計		5 (1)	6	16 (4)	7 (4)	29	32	95 (9)	

注1.( )内は本市派遣職員数を内数で示す。

注2. 役員は含まない。

## 8 役 員

(令和3年7月1日現在)

役 職	氏 名	備 考
代表取締役社長	外園賢治	
取締役副社長	徳平隆之	
取締役副社長	吉井真	
取締役副社長	池田薫	
取締役	田中利光	大阪港湾局長
取締役	長谷川憲孝	神戸市港湾局長
取締役	鈴江孝裕	鈴江コーポレーション(株) 代表取締役会長
取締役	久保敬二	川崎汽船(株) 常務執行役員
監査役	黒田勝彦	
監査役	森脇肇	

## Ⅲ 定 款

### 第1章 総則

#### (商号)

第1条 当社は、阪神国際港湾株式会社と称する。英文では **Kobe-Osaka International Port Corporation** と表示する。

#### (本店の所在地)

第2条 当社は、本店を神戸市に置く。

#### (目的)

第3条 当社は、次の事業を営む。

1. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
2. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するために必要な施設の建設、賃貸及び管理運営
3. コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
4. 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営
5. 港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業の実施
6. 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査・研究等
7. 海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査
8. 前各号の事業に附帯する事業
9. 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

#### (機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

#### (公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

### (株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### (相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

### (基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告する。

### (株主割当てによる募集株式の発行)

第11条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

### (株式取扱規則)

第12条 当社の株式の譲渡承認手続き、株主名簿への記載又は記録、株主のなすべき届出その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集することができる。

#### (株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (株主総会の招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前（書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前）までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

#### (株主総会の決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

#### (株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に

備え置く。

(株主総会の決議の省略)

第19条 当社は、取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

#### 第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長を選定し、必要に応じて、会長その他の役付取締役を定めることができる。

3 社長は、当社を代表する。

4 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第24条 社長は、当社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役（以下「非業務執行取締役」という。）との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 取締役会

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第30条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることがで

きる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第32条 取締役会における議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第33条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第6章 監査役

(監査役の員数)

第34条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第37条 監査役は、監査役の互選によって常勤監査役を定めることができる。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の員数)

第41条 当社の会計監査人は、2名以内とする。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役の同意を得て決定する。

## 第8章 計算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第47条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、剰余金の配当を行うことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第48条 配当金はその支払提供の日から満3年を超えても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の未払配当金には利息を付けない。

## 第9章 法令の準拠

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

## 附則

(設立の際に発行する株式の数)

第1条 当社の設立時発行株式の数は18,000株、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(最初の事業年度)

第2条 当社の最初の事業年度は、第46条の規定に関わらず、当社成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人)

第3条 当社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

取締役	犬伏 泰夫
取締役	川端 芳文
取締役	寺本 良平
取締役	中村 光男
取締役(社外取締役)	徳平 隆之
取締役(社外取締役)	吉井 真
監査役(社外監査役)	黒田 勝彦
監査役(社外監査役)	森脇 肇
会計監査人	新日本有限責任監査法人

(設立時代表取締役)

第4条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役	犬伏 泰夫
設立時代表取締役	川端 芳文

上記定款は、大阪市住之江区南港北二丁目1番10号大阪港埠頭株式会社及び神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号神戸港埠頭株式会社を共同新設分割して当社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

## IV 令和2年度事業報告

### 1 事業実績の概要

国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸、大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社を設立した。港湾運営会社として阪神港を一元的に運営することで、トータルコストの削減等の効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいる。また、国及び両港湾管理者との協働体制のもと、集貨、創貨及び競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の一翼を担う組織として、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により世界的な活動制限が始まり、年度の後半から中国や東南アジア等の貨物量が急回復したことから北米西岸等で貨物の滞留が発生し、特に日本では本船スペースや空コンテナの不足が発生する等、国際物流の混乱が生じた。阪神港においては、上半期は西日本の荷主の生産が停滞する等、大幅に貨物量が減少し、下半期には徐々に回復してきたものの、対前年比では減少した。

このような状況の中、西日本の拠点港として、市民生活や経済活動に必要不可欠である物流を支え、サプライチェーン機能を確保することが、国際コンテナ戦略港湾としての役割を果たし、かつ公的側面を担う当会社の使命であることから、新たな集貨施策の展開等により阪神港としての国際物流機能確保に向けた施策を実施した。

今後も、新型コロナウイルス感染症の再拡大等、当社が管理運営する阪神港を取り巻く環境は予断を許さない状況が当面続いていくと予想されることから、利用者ニーズに合わせ時宜に即応した施策を検討、実施していく。

#### (1) 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

##### ア 集貨

集貨については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国際物流を取り巻く環境が非常に厳しい中、国の「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用し、外航及び内航航路の維持、拡大を図るとともに、両港湾管理者と連携した集貨施策に引き続き取り組んだ。それに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアジア発貨物の低迷からの回復を見越し、輸出貨物に必要な空コンテナが不足する懸念に対応するためのコンテナ回送への支援、また、内航船の運航及び航路維持、フェリー貨物等、内航輸送ネットワークを活用した輸送への支援を国及び両港湾管理者と連携し、速やかに実施した。

ポートセールスについては、コロナ禍により営業活動自体に制限が課される状況が続いたが、オンラインを活用した面談等による個別セールス等、効率的、効果的なアプローチ手法を模索しながら実施したほか、「阪神港 WEB セミナー」を、国及び両港湾

管理者と共同で開催した。

また、コンテナラウンドユースの推進による広域集貨を図るため、「阪神インランドコンテナデポ滋賀みなくち」の運営を通じ、荷主のマッチング等について幅広い提案を実施したところ、コロナ禍による輸送コスト削減ニーズの高まりによる荷主、フォワーダーからの引き合いの増加を受けて、新たなトライアルの開始に至った。

さらに、東南アジアを重点的なターゲットとしてトランシップを含む集貨に取り組むアジア広域集貨プロジェクトチームの一員として、神戸港を活用した物流改善に向けた提案を募り、鉄道を利用した新たな輸送ルートの確立や品質管理が必要な食品の輸送トライアルに取り組んだ。

(財源内訳)

(単位:千円)

国 (補助金)	港湾管理者 (負担金)	自主財源	計
309,322	674,971	1,175,253	2,159,546

## イ 創貨

創貨については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、「第4回大阪港 食の輸出セミナー&商談会」をオンラインで実施した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による物流への影響やサプライチェーンの変化への対応が求められている中、神戸港を活用した輸送トライアルを実施した。

## ウ 競争力強化

競争力強化については、ハード面では船舶の大型化に対応した高規格ガントリークレーンやヤード整備を進めるとともに、既存ガントリークレーンの計画的な更新を進めてきた。

具体的には、神戸港で、荷役の効率化やターミナルの蔵置能力の増加を図るため、P C 18 コンテナターミナルにおいて令和2年度からガントリークレーン2基の整備及びヤードの拡張を進めた。また、同年度に、ターミナルオペレーターが遠隔操作 RTG の導入促進に係る支援制度(補助事業)に採択されたことから、今後、ターミナル拡張に合わせ、遠隔操作 RTG に必要となる関連施設の整備を進めていく。

大阪港では、C 12 延伸部、拡張部における施設整備に向けた国、港湾管理者、事業者との協議を進めるとともに、C 3 において進めてきたガントリークレーン1基の供用を開始した。

一方、ソフト面ではA I ターミナルの実現を目指し、政府が主催する「港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会」等にオンラインで参加し、港湾物流の生産性向上について検討した。また、ターミナルゲート処理の迅速化を図り、より効率的なコンテナ輸

送を実現するため、新・港湾情報システム（CONPAS）の阪神港への導入に向けて、国、両港湾管理者、ターミナルオペレーター、陸運事業者、海貨事業者等とともに CONPAS の新機能の開発や検討を進め、令和 3 年 3 月には神戸港において第 1 回試験運用を実施した。

## (2) フェリー埠頭の活性化

新型コロナウイルス感染症拡大による旅客需要減少の影響を大きく受けているフェリー事業者への支援として、両港湾管理者と連携し、事業者のサーモグラフィ設置への協力や各フェリー会社の対策に係る広報への支援を実施するとともに、with コロナに即した輸送モードであるフェリーの魅力プロモーションを実施した。

また、利用者の利便性向上を図るため、フェリー各社の船舶大型化計画に合わせたフェリーターミナルの整備を進めてきており、大阪南港フェリーターミナルにおいて、令和 3 年 12 月に予定されている大型船舶の投入に合わせた整備に着手した。

## (3) 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国、両港湾管理者及び大阪港の埠頭会社の施設を借り受け、効率的、機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んできた。

神戸港では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭 9 バース、ライナー埠頭 15 バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭 7 バース、フェリー埠頭 3 バースの管理運営を行った。

大阪港では、咲洲において、コンテナ埠頭 6 バース、国際フェリー埠頭 2 バース、ライナー埠頭 7 バース、内航フェリー埠頭 9 バース及び大阪港総合流通センター等を、また夢洲において、コンテナ埠頭 3 バース及び付帯施設の管理運営を実施した。

また、当会社施設と埠頭会社等から借り受けた施設の維持修繕を当会社が一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応した。

さらに、平成 30 年台風第 21 号等の自然災害を踏まえた国及び両港湾管理者の再度災害防止に向けた高潮対策緊急事業に引き続き協力した。事業の早期完了に向けた取り組みを引き続き進めていく。

## (4) 海外港湾の運営への参画

平成 30 年 12 月に議決権株式の 2.5 パーセントを取得したカンボジア王国シハヌークビル港湾公社（PAS）の株主総会にオンラインで出席した。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、研修や視察受け入れ、セミナー開催はなかったものの、国や独立行政法人国際協力機構（JICA）等と PAS の今後の展望についての意見交換、

PAS からの経営及び港湾管理等に関する照会について情報提供を行い、関係強化を図った。

#### (5) 人材育成と組織づくり

将来の当会社を担う人材育成を目指し策定した社員育成方針（キャリアプラン）に基づき、個々の社員のスキルアップや会社全体の底上げにつながる研修を実施したほか、長期的な社員育成の観点から他組織への社員派遣を開始した。

また、抜本的に見直した内部通報制度や新しい人事評価制度の取り組みをはじめ、外部委員も入れたコンプライアンス委員会の運営等、より良い組織づくりに努めた。

## 2 投資の状況

当事業年度の主な投資の状況は、下記のとおりである。

(単位:百万円, 税込)

	地区名	内 容	実施額
貸付金事業	ポートアイランド	荷役機械整備 等	1,560
	咲洲	荷役機械整備 等	
その他事業	ポートアイランド	荷役機械改修 等	167
	六甲アイランド	受変電設備改修 等	
合 計			1,727

### 3 損益計算書・貸借対照表

#### (1) 損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで, 単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	9,543,322,362	営業収益	12,388,716,998
業務管理費	6,845,886,993	埠頭営業収入	12,257,518,357
維持修繕費	939,973,652	営業雑収入	131,198,641
減価償却費	1,652,184,229	営業外収益	61,378,888
租税公課	105,173,383	受取利息	113,767
その他	104,105	有価証券利息	1,131,955
販売費及び一般管理費	2,025,720,145	受取配当金	22,471,336
営業外費用	36,180,368	業務受託収入	28,792,000
支払利息	31,535,039	貸倒引当金戻入額	1,583,050
その他	4,645,329	その他	7,286,780
合 計	11,605,222,875	合 計	12,450,095,886
		税引前当期純利益	844,873,011
		法人税、住民税及び事業税	267,069,463
		法人税等調整額	△ 4,175,259
		当期純利益	581,978,807
		前期繰越利益剰余金	3,552,143,636
		繰越利益剰余金	4,134,122,443

※神戸市からの収入

(1) 補助金	— 千円
(2) 受託料	110,659 千円

※会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度より一部の有形固定資産の耐用年数を変更している。  
 この変更は、ガントリークレーン(機械及び装置)については、法人税法に規定する耐用年数(10年)により減価償却を行ってきたが、これまでの使用実績を総合的に勘案し、より実態に即した経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数(16年)に変更するものである。  
 これにより、従来の方法と比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ677,551千円増加している。

## (2) 貸借対照表

(令和3年3月31日現在, 単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,495,192,620	(負債の部)	30,296,594,316
現金及び預金	11,099,603,449	流動負債	4,657,228,178
営業未収金	297,957,966	営業未払金	2,141,300,396
有価証券	2,000,000,000	1年内返済長期借入金	1,289,452,997
貯蔵品	5,898,427	リース債務	1,710,720
仕掛品	28,440,000	未払金	156,516,508
未収入金	1,344,636,153	未払費用	8,385,825
前払費用	33,963,089	未払法人税等	214,639,800
その他	684,693,536	未払消費税等	2,241,600
		前受収益	9,424,679
固定資産	20,574,283,760	賞与引当金	50,418,949
有形固定資産	18,352,563,161	その他	783,136,704
建物	1,331,800,279		
構築物	2,671,768,470	固定負債	25,639,366,138
機械及び装置	13,014,169,606	長期借入金	21,124,394,597
工具、器具及び備品	247,427,645	長期預り敷金保証金	4,368,592,909
リース資産	1,705,541	長期未払金	895,320
建設仮勘定	1,085,691,620	退職給付引当金	145,483,312
無形固定資産	81,691,169		
ソフトウェア	34,697,897	(純資産の部)	5,772,882,064
施設利用権	40,904,089	株主資本	5,594,122,443
無形固定資産仮勘定	6,089,183	資本金	730,000,000
投資その他の資産	2,140,029,430	資本剰余金	730,000,000
投資有価証券	809,415,317	資本準備金	730,000,000
差入敷金保証金	1,004,936,506	利益剰余金	4,134,122,443
長期前払費用	14,583,236	その他利益剰余金	4,134,122,443
繰延税金資産	310,199,051	繰越利益剰余金	4,134,122,443
その他	32,568,277	評価・換算差額等	178,759,621
貸倒引当金	△ 31,672,957	その他有価証券評価差額金	178,759,621
合 計	36,069,476,380	合 計	36,069,476,380

## (参考) 損益明細書

## (1) 収入内訳表

(単位:円)

区 分	合 計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他
営業収入	12,388,716,998	12,257,518,357	122,569,194	—	8,629,447
埠頭営業収入	12,257,518,357	12,257,518,357	—	—	—
営業雑収入	131,198,641	—	122,569,194	—	8,629,447
受取利息	113,767	—	—	—	113,767
有価証券利息	1,131,955	—	—	—	1,131,955
受取配当金	22,471,336	—	—	—	22,471,336
業務受託収入	28,792,000	—	28,792,000	—	—
貸倒引当金戻入額	1,583,050	—	—	—	1,583,050
その他	7,286,780	—	—	—	7,286,780
	12,450,095,886	12,257,518,357	151,361,194	—	41,216,335

## (2) 支出内訳表

(単位:円)

区 分	合 計	内 訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
営業支出	11,569,042,507	910,250,103	8,850,757,098	1,672,024,974	136,010,332
業務管理費	6,845,886,993	426,616,654	6,419,270,339	—	—
維持修繕費	939,973,652	—	939,973,652	—	—
減価償却費	1,652,184,229	—	—	1,652,184,229	—
租税公課	105,173,383	—	—	—	105,173,383
その他	104,105	—	104,105	—	—
販売費及び一般管理費	2,025,720,145	483,633,449	1,491,409,002	19,840,745	30,836,949
支払利息	31,535,039	—	—	—	31,535,039
その他	4,645,329	—	—	—	4,645,329
	11,605,222,875	910,250,103	8,850,757,098	1,672,024,974	172,190,700

以上により、営業収入として123億8,871万円、営業支出として115億6,904万円を計上した結果、収支差は8億1,967万円となった。

## V 令和3年度事業計画

### 1 事業計画の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社が管理運営する阪神港を取り巻く環境は予断を許さない状況が当面続いていくと予想される。西日本の拠点港として、市民生活や経済活動に必要な不可欠である物流を支え、サプライチェーン機能を確保していくことが、国際コンテナ戦略港湾としての役割を果たし、かつ公的側面を担う当社の使命であることから、利用者ニーズに合わせ時宜に即応した施策を検討、実施していく。

阪神港の港湾運営会社として、神戸港、大阪港それぞれの海運、港湾を取り巻く環境の変化を的確につかみ、集貨、創貨及び競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を一体的に進めていく。また、中期経営計画の実現に向け、阪神港の国際競争力の強化に引き続き取り組むとともに、世界的な環境意識の高まりへ対応するためのカーボンニュートラルポートの実現に向けた取り組みや、with コロナなど今後の社会変容を適切に見据えた取り組みを進め、西日本経済の発展と市民生活の向上に貢献していく。

#### (1) 国際競争力の強化

##### ア 集貨施策の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国際物流を取り巻く環境が非常に厳しい中、利用者ニーズに合わせ時宜に即応した施策を引き続き実施していく。

国際基幹航路の維持、拡大に向け、国や港湾管理者等と連携しながら、国際戦略港湾競争力強化対策事業を最大限活用し、神戸港、大阪港それぞれの利用者ニーズに沿った施策を着実に実施していくことで、欧州、北米航路をはじめとした、多方面、多頻度の直行サービスの維持、充実を図っていく。

また、「阪神インランドコンテナデポ滋賀みなくち」を活用したコンテナラウンドユースの推進による広域集貨、アジア広域集貨プロジェクトチームの一員としての新たな輸送トライアル、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、WEBを活用した営業活動など効率的、効果的なポートセールス等、様々な集貨施策に取り組んでいく。

##### 【国際戦略港湾競争力強化対策事業を活用した事業メニュー】

アジア広域ハブ機能強化事業（内航フィーダー利用促進事業、積替機能強化事業、外航フィーダー利用促進事業、接続航路誘致事業）、基幹航路強化事業（基幹航路誘致事業、航路サービス拡充促進事業）等

(財源内訳)

(単位:千円)

国 (補助金)	港湾管理者 (負担金)	自主財源	計
494,000	893,000	915,000	2,302,000

#### イ 新たなコンテナ貨物の創出

引き続き「食の輸出セミナー&商談会」等を実施していくとともに、様々な貨物のコンテナ化の動きが進む中、コンテナ輸送にかかる新たな技術の活用や、新たなコンテナ貨物創出に向けた輸送トライアルの取り組みにより、阪神港のコンテナ取扱貨物量の増加を図る。

#### ウ ターミナルの高規格化、効率化の推進

グローバルな港湾間競争が激化する中で、船社から選ばれる港であり続けるため、大型コンテナ船の着岸やコンテナ積替利便性向上に向けたバースの柔軟な利用など荷役効率化に資するターミナルの一体利用、遠隔操作 RTG の導入等ヒトを支援する A I ターミナルの実現、ターミナルの生産性を向上させる取り組みを進める。

神戸港においては、港湾計画の一部変更（令和元年7月、令和3年3月）に基づくポートアイランド（第2期）地区のコンテナターミナル拡張にあわせて、効率的なターミナル整備を実施していく。

#### エ 阪神港における CONPAS の導入

新・港湾情報システム（CONPAS）を阪神港に導入するに際し、携帯端末を活用した新機能を開発し、ターミナルゲート処理の迅速化や貨物情報の連携等、より効率的なコンテナ輸送の実現を推進する。令和3年3月に神戸港 P C 18 ターミナルにおいて開始した試験運用について、阪神港の他の主要なターミナルにおいても順次実施を図っていく。導入にあたっては、国、港湾管理者、各事業者等と連携して取り組んでいく。

#### (2) フェリー埠頭の活性化

新型コロナウイルス感染症拡大の対応として、with コロナに即した輸送モードであるフェリーのプロモーション事業の実施等により、フェリー埠頭の活性化に努めていく。

また、フェリー埠頭の利便性の向上を図るとともに、大阪港において船舶大型化等に対応したターミナルの機能向上に引き続き取り組んでいく。

**(3) 埠頭施設の管理運営**

コンテナ、ライナー、フェリーの各埠頭施設において、利用者ニーズに的確に対応した施設整備、更新を計画的に進め、安全かつ利便性の高い埠頭施設を提供していく。

**(4) 経営基盤の強化**

ターミナルの効率化、機能強化の推進にあたっては、ライフサイクルコストの抑制等により、一層の業務コスト合理化に努めるとともに、適切な貸付料収入の確保に向けた取り組みを進めていく。

**(5) 海外港湾の運営等**

阪神港の港湾運営会社として培ってきた経験、技術、知見を活用し、平成 30 年に資本参加したカンボジア王国シハヌークビル港の運営等に協力していく。また、海外業務を担う人材の育成を図っていく。

**(6) 人材育成と組織づくり**

当会社の社員育成方針（キャリアプラン）に基づき、短期、中長期的な観点から計画的に研修を実施し、社員個人の成長と組織の持続的成長につなげていく。

また、新たな人事評価制度等必要な取り組みを継続して実施し、社内規程等についても全社員に浸透するよう繰り返し周知を行うなど、引き続きコンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化を図り、社員が働きやすい組織づくりを進める。

## 2 事業計画

### (1) 管理運営計画

令和3年度のコンテナ埠頭、ライナー埠頭及びフェリー埠頭に係る管理運営計画は、下記のとおりである。

#### <ポートアイランド コンテナ船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始年月日	バース総面積	岸壁水深・延長
PC-13	(株)上組 (株)住友倉庫	H14.7.1	116,930㎡	-15m 350m
PC-14	(株)日新	H8.4.15	123,380㎡	-15m 350m
PC-15	(株)商船三井、(株)住友倉庫、山九(株)ニッケル、エンド、ライオンズ(株)	H8.4.15	129,440㎡	-15m 350m -16m 350m
PC-16		H10.4.1	122,500㎡	-16m 350m
PC-17		H10.4.1	122,500㎡	-16m 350m
PC-17南	井本商運(株)、商船港運(株)	H24.12.28 <sup>※</sup>	7,000㎡	-16m 100m
PC-18	(株)上組、神戸マシコンテナターミナル(株)	H15.4.16	167,240㎡	-16m 400m -15m 350m
PI-I	(株)上組	H24.12.28 <sup>※</sup>	16,390㎡	-12m 240m
PI-J		H24.12.28 <sup>※</sup>	21,600㎡	-12m 240m

※直貸開始日

#### <六甲アイランド コンテナ船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始年月日	バース総面積	岸壁水深・延長
RC-2	三井倉庫(株)	S60.1.21	132,300㎡	-13m 350m
RC-4	川崎汽船(株) 三菱倉庫(株)	S63.5.1 (S63.1.11)	259,700㎡	-14m 700m
RC-5		S63.5.1	129,850㎡	-14m 350m
RC-6	日本郵船(株)	H6.4.1	151,600㎡	-16m 400m
RC-7		H6.4.1	141,640㎡	-16m 400m
RS-B	井本商運(株)、商船港運(株)、 (株)ユニエツクスNCT	H24.12.28 <sup>※</sup>	42,703㎡	-13m 220m
RS-C		H24.12.28 <sup>※</sup>	29,841㎡	-13m 130m

※直貸開始日

<ポートアイランド 一般外航貨物定期船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
PL-1	(株)上組	S48.3.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-2	日本通運(株)	S48.3.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-3	澁澤倉庫(株)	S48.3.21	20,859㎡	-10m 200m
PL-4	(株)上組	S49.9.1	17,552㎡	-10m 200m
PL-5	(株)辰巳商會	S49.2.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-6	(株)住友倉庫	S49.2.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-7	(株)大森廻漕店	S51.2.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-8	(株)日新	S51.2.1	18,200㎡	-10m 200m
PL-9	大洋運輸(株)	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-10	(株)神和	S51.11.1	22,300㎡	-10m 200m
PL-11	(株)日新	S51.3.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-12	ニッケル.エンド.ライオンズ(株)	S50.9.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-13	(株)日新	S50.2.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-14	山九(株)	S50.2.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-15	トレーディア(株)	S50.2.1	18,340㎡	-10m 200m

<六甲アイランド フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
RF-1	(株)フェリーさんふらわあ	S55.7.1	17,390㎡	-7.5m 193m
RF-2	阪九フェリー(株)	S63.3.5	24,920㎡	-9.0m 266m
RF-3	四国開発フェリー(株)	H5.1.1	22,690㎡	-8.5m 238m

<夢洲・南港 コンテナ船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
C-1	(株)辰巳商會	S44.8.31	104,152㎡	-13.5m 350m
C-2	(株)商船三井	S44.12.21	105,044㎡	-13.5m 350m
C-3	(株)辰巳商會	S48.3.1	104,610㎡	-13.5m 350m
C-4	(株)辰巳商會	S49.8.21	119,999㎡	-13.5m 350m
C-8	川崎汽船(株) (株)上組	H3.3.1	126,062㎡	-14m 350m
C-9	三菱倉庫(株) 三井倉庫港運(株)	H25.4.1 <sup>※</sup>	129,959㎡	-13m 350m
C-10	夢洲コンテナターミナル(株)	H15.10.1	165,800㎡	-15m 350m
C-11	エバーグリーンライン 夢洲コンテナターミナル(株)	H14.9.1	175,000㎡	-15m 350m
C-12	夢洲コンテナターミナル(株)	H25.10.1 <sup>※</sup>	240,000㎡	-16m 650m

※直貸開始日

<南港 一般外航貨物定期船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
L-1	鴻池運輸(株) (株)住友倉庫	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
L-2	(株)日新	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
L-3	(株)上組	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
L-4 <sup>※</sup>	(株)辰巳商會	S51.4.10	—	-10m 250m
L-5	山九(株)	S51.11.1	18,955㎡	-10m 250m
L-6	澁澤倉庫(株) 三菱倉庫(株)	S51.11.1	18,501㎡	-10m 230m
L-7	日本通運(株) 藤原運輸(株) 日鉄物流大阪(株)	S52.4.1	18,505㎡	-10m 230m

※岸壁のみ管理運営

<南港 国際フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
KF-1	日中国際フェリー(株), (株)サンスターライン, (株)上組, 日本通運(株)	H25.4.1※	29,390㎡	-10m 225m
KF-2				-10m 225m

※直貸開始日

<南港 フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
F-1	(株)名門大洋フェリー	S48.4	68,663㎡	-7.5m 200m
F-2	—	S48.4		-6m 130m
F-3	四国開発フェリー(株)	S48.4		-7.5m 220m
F-4	(株)名門大洋フェリー	S48.4		-7.5m 200m
F-5	—	S48.12		-7.5m 165m
F-6	—	S49.4		-6m 130m
R-3	(株)フェリーさんふらわあ	H29.1	44,125㎡	-12m 166m
R-4				-10m 169m
R-5		H20.7	26,770㎡	-10m 185m

## (2) 投資計画

令和3年度の主な投資の計画は、下記のとおりである。

(単位:百万円, 税込)

	地区名	内 容	実施額
貸付金事業	ポートアイランド	ヤード整備 荷役機械整備 等	7,655
	六甲アイランド	受変電設備改修 等	
	咲洲	受変電設備改修	
その他事業	ポートアイランド	荷役機械改修 等	993
	六甲アイランド	荷役機械改修 等	
	咲洲	荷役機械改修 等	
	夢洲	ヤード整備	
合 計			8,648

### 3 予定損益計算書・予定貸借対照表

#### (1) 予定損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで, 単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	12,225,456	営業収益	14,703,843
業務管理費	8,974,554	埠頭営業収入	12,449,091
維持修繕費	1,323,833	営業雑収入	2,254,752
減価償却費	1,698,828	営業外収益	65,225
租税公課	122,941	受取利息	70
その他	105,300	有価証券利息	1,230
販売費及び一般管理費	1,906,628	受取配当金	13,833
営業外費用	56,995	業務受託収入	23,409
支払利息	32,329	その他	26,683
その他	24,666		
合計	14,189,079	合計	14,769,068
		税引前当期純利益	579,989
		法人税、住民税及び事業税	177,361
		当期純利益	402,628
		前期繰越利益剰余金	4,134,122
		繰越利益剰余金	4,536,750

※神戸市からの収入

(1) 補助金	— 千円
(2) 受託料	2,082,235千円

(2) 予定貸借対照表

(令和4年3月31日現在, 単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,141,955	(負債の部)	35,126,514
現金及び預金	8,553,749	流動負債	3,686,770
営業未収金	1,781,921	営業未払金	2,041,774
有価証券	2,000,000	1年内返済長期借入金	1,499,565
貯蔵品	5,898	未払金	14,691
未収入金	1,425,003	未払費用	8,385
前払費用	33,963	未払法人税等	55,442
未収消費税等	334,803	前受収益	9,424
その他	6,618	賞与引当金	50,418
		その他	7,071
固定資産	27,160,068		
有形固定資産	24,935,685	固定負債	31,439,744
建物	1,920,936	長期借入金	26,907,829
構築物	2,756,137	長期預り敷金保証金	4,368,592
機械及び装置	14,441,238	退職給付引当金	163,323
工具、器具及び備品	307,228		
建設仮勘定	5,510,146	(純資産の部)	6,175,509
無形固定資産	85,250	株主資本	5,996,750
ソフトウェア	43,654	資本金	730,000
施設利用権	37,644	資本剰余金	730,000
無形固定資産仮勘定	3,952	資本準備金	730,000
投資その他の資産	2,139,133	利益剰余金	4,536,750
投資有価証券	809,415	その他利益剰余金	4,536,750
差入敷金保証金	1,004,936	繰越利益剰余金	4,536,750
長期前払費用	14,583	評価・換算差額等	178,759
繰延税金資産	310,199	その他有価証券評価差額金	178,759
その他	31,672		
貸倒引当金	△ 31,672		
合 計	41,302,023	合 計	41,302,023

(参考) 予定損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位:千円)

区 分	合 計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他
営業収入	14,703,843	12,449,091	2,246,665	—	8,087
埠頭営業収入	12,449,091	12,449,091	—	—	—
営業雑収入	2,254,752	—	2,246,665	—	8,087
受取利息	70	—	—	—	70
有価証券利息	1,230	—	—	—	1,230
受取配当金	13,833	—	—	—	13,833
業務受託収入	23,409	—	23,409	—	—
その他	26,683	—	—	—	26,683
	14,769,068	12,449,091	2,270,074	—	49,903

(2) 支出内訳表

(単位:千円)

区 分	合 計	内 訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
営業支出	14,132,084	965,380	11,295,223	1,722,651	148,830
業務管理費	8,974,554	458,444	8,516,110	—	—
維持修繕費	1,323,833	—	1,323,833	—	—
減価償却費	1,698,828	—	—	1,698,828	—
租税公課	122,941	—	—	—	122,941
その他	105,300	—	105,300	—	—
販売費及び一般管理費	1,906,628	506,936	1,349,980	23,823	25,889
支払利息	32,329	—	—	—	32,329
その他	24,666	—	—	—	24,666
	14,189,079	965,380	11,295,223	1,722,651	205,825

以上により、営業収入として147億384万円、営業支出として141億3,208万円を計上した結果、収支差は5億7,176万円を見込んでいる。

## VI 主要事業の推移（平成30年～令和2年）

### 1 阪神港コンテナ個数

（単位：千TEU）

			平成30年	令和元年	令和2年
神戸港	外国貿易	輸出	1,203	1,179	1,082
		輸入	1,017	1,009	959
		計	2,220	2,188	2,040
	内国貿易	移出	299	285	259
		移入	425	399	348
		計	725	684	607
計			2,944	2,872	2,647
大阪港	外国貿易	輸出	946	968	941
		輸入	1,150	1,162	1,119
		計	2,096	2,130	2,059
	内国貿易	移出	226	239	218
		移入	91	87	82
		計	317	327	299
計			2,413	2,457	2,359
阪神港 合計			5,357	5,329	5,006

（注1）単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

（注2）令和2年の数値は速報値である。

## 2 阪神港取扱貨物量

(単位:千トン)

			平成30年	令和元年	令和2年
神戸港	外国貿易	輸出	23,708	22,927	19,979
		輸入	28,453	28,586	26,283
		計	52,162	51,514	46,262
	内国貿易	移出	17,960	17,879	15,387
		移入	25,365	24,615	21,235
		計	43,325	42,495	36,622
計		95,486	94,009	82,884	
大阪港	外国貿易	輸出	9,626	9,014	8,305
		輸入	26,592	26,656	25,420
		計	36,218	35,670	33,724
	内国貿易	移出	21,384	21,908	20,337
		移入	26,677	27,612	25,929
		計	48,061	49,520	46,266
計		84,279	85,189	79,990	
阪神港 合計			179,765	179,198	162,874

(注1) 単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2) 令和2年の数値は速報値である。

### ※内国貿易のうち、フェリー貨物分

(単位:千トン)

			平成30年	令和元年	令和2年
神戸港	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	12,994	12,885	10,620
		移入	15,166	15,281	13,051
		計	28,160	28,166	23,671
大阪港	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	15,216	15,555	14,350
		移入	16,212	16,949	15,999
		計	31,428	32,504	30,348
阪神港 合計			59,588	60,670	54,019

(注1) 単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2) 令和2年の数値は速報値である。

### 3 阪神港内航フェリー一埠頭利用実績

		平成30年	令和元年	令和2年
神戸港	入港隻数(隻)	2,635	2,646	2,588
大阪港	入港隻数(隻)	1,770	1,777	1,771
阪神港合計		4,405	4,423	4,359
		平成30年	令和元年	令和2年
神戸港	旅客(人)	838,570	851,221	408,476
大阪港	旅客(人)	1,020,984	1,089,526	511,847
阪神港合計		1,859,554	1,940,747	920,323
		平成30年	令和元年	令和2年
神戸港	車両(台)	525,431	511,435	388,419
大阪港	車両(台)	573,075	593,481	500,048
阪神港合計		1,098,506	1,104,916	888,467

(注) 令和2年の数値は速報値である。

(参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	R元→ R2増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	768,240	920,733	819,674	△ 101,059
	営業収益	12,508,473	14,196,470	12,388,717	△ 1,807,753
	営業費用	11,740,233	13,275,736	11,569,043	△ 1,706,693
	うち販売費及び一般管理費	1,650,630	1,272,432	2,025,720	753,288
	うち人件費	881,084	895,767	910,250	14,483
	うち減価償却費	1,714,689	2,024,317	1,672,025	△ 352,292
	営業外利益	20,486	84,645	25,199	△ 59,446
	営業外収益	55,179	151,785	61,379	△ 90,406
	営業外費用	34,693	67,140	36,180	△ 30,960
	うち支払利息	33,312	33,108	31,535	△ 1,573
	経常利益	788,725	1,005,378	844,873	△ 160,505
	特別利益	30,211	0	0	0
	特別利益	557,165	0	0	0
	特別損失	526,954	0	0	0
法人税等	252,488	307,433	262,894	△ 44,539	
当期純利益	566,447	697,945	581,979	△ 115,966	
前期繰越利益剰余金	2,287,751	2,854,198	3,552,143	697,945	
繰越利益剰余金	2,854,198	3,552,143	4,134,122	581,979	
貸借対照表 (B/S)	資産合計	33,704,754	34,446,805	36,069,476	1,622,671
	流動資産	13,807,153	14,124,577	15,495,192	1,370,615
	固定資産	19,897,601	20,322,228	20,574,284	252,056
	うち建物	1,091,533	1,242,070	1,331,800	89,730
	負債合計	29,229,145	29,266,588	30,296,594	1,030,006
	流動負債	5,225,982	4,047,673	4,657,228	609,555
	うち短期借入金	888,052	1,077,070	1,289,453	212,383
	固定負債	24,003,163	25,218,915	25,639,366	420,451
	うち長期借入金	19,661,208	20,853,848	21,124,395	270,547
	純資産合計	4,475,609	5,180,217	5,772,882	592,665
	株主資本	4,314,199	5,012,144	5,594,122	581,978
	資本金	730,000	730,000	730,000	0
	資本剰余金	730,000	730,000	730,000	0
利益剰余金	2,854,198	3,552,143	4,134,122	581,979	
評価換算差額等	161,410	168,073	178,760	10,687	

# (参考) 埠頭位置図

凡例 Legend

- コンテナ埠頭
- 一般外航貨物定期船埠頭
- 国際フェリー埠頭
- 内航フェリー埠頭

